

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第31号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第4（第14条関係） 選考により採用することができる職 1・2 [略] 3 次に掲げる免許等を有する者をもって充てるべき職 （1） [略] （2） 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による海技士の免許 （3）・（4） [略] 4 [略]	別表第4（第14条関係） 選考により採用することができる職 1・2 [略] 3 次に掲げる免許等を有する者をもって充てるべき職 （1） [略] （2） 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による海技士又は <u>小型船舶操縦士</u> の免許 （3）・（4） [略] 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。